

四日市市の総合事業におけるケアマネジメントの類型・報酬額

類型	プロセス	利用するサービス	報酬単価(案)	報酬単価(案) 地域区分換算後	居宅介護支援事業所に委託した場合の報酬案分
ケアマネジメントA (従来同様の原則的なケアマネジメント)	・従来同様の原則的なプロセスに基づく(サービス担当者会議及びモニタリングの定期開催など) ・様式についても従来同様	■現行相当サービス ■サービスC(短期集中予防サービス)を利用する場合(他の総合事業のサービスを併用する場合を含む)	■基本額430単位(月) ■初回加算300単位(介護予防支援費と同額)	■基本額4,480円(月) ■初回加算3,126円(介護予防支援費と同額)	(基本額) 居宅:4,260円 包括:220円(初回加算) 居宅:3,126円 包括:なし
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	・サービス担当者会議及びモニタリングは必要時に実施 ・様式は簡略可	■サービスA(基準緩和型サービス)を利用する場合(サービスBを併用する場合を含む)	■基本額370単位(月) ■初回加算300単位	■基本額3,855円(月) ■初回加算3,126円	(基本額) 居宅:3,635円 包括:220円(初回加算) 居宅:3,126円 包括:なし
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)	・サービス担当者会議及びモニタリングは実施しない ・様式は簡略可	■サービスB(住民主体型サービス)のみを利用する場合	■基本額370単位(初回のみ算定) ■初回加算300単位	■基本額3,855円(初回のみ算定) ■初回加算3,126円	居宅:3,635円 包括:220円(初回加算) 居宅:3,126円 包括:なし
<参考> 介護予防支援 (従来どおり)	・従来どおりの原則的なプロセスに基づく(サービス担当者会議及びモニタリングの定期開催など)	■総合事業以外の予防給付サービスを利用したり、総合事業と併用する場合	介護予防支援費 ■基本額430単位(月) ■初回加算300単位	介護予防支援費 ■基本額4,480円(月) ■初回加算3,126円	(基本額) 居宅:4,260円 包括:220円(初回加算) 居宅:3,126円 包括:なし

地域区分10. 42

総合事業によるサービスのみを利用する場合は、総合事業の「介護予防ケアマネジメント」としてプラン作成の報酬が支払われるが、総合事業以外の予防給付サービスを併用する場合は、「介護予防支援」のプラン作成として報酬が支払われる(報酬は重複して支払われない)。ただし予防給付であっても、給付管理を要しない住宅改修・福祉用具購入を併用する場合は、総合事業の介護予防ケアマネジメントとなる。

初回加算は介護保険給付と同様2ヶ月以上の間隔が空いていれば請求ができる。ケアマネジメントCの実施後、その他のケアマネジメントA・Bに変更する場合又はサービス変更などで改めてケアマネジメントCを実施する場合、2ヶ月以上の間隔が空いていれば請求ができる。